債権譲渡承諾書

					番	号	
				平成	年	月	日
(甲)			殿				
(乙)			殿				
				約担当者	等)		印
平成	年	月	日付けで申請のありました工事番号	第	号		
			工事の請負代金の譲渡につきましては	、工事完	成引渡	債務不	履行を
事由とす	る請負	契約の	解除をもって乙に対抗できる旨及び下記	事項につい	ハて異語	義を留	めて承
諾します	0						
なお、	本承諾は	によっ、	て建設工事請負契約書第40条に基づく甲	の責任が	一切軽	减され	ること

となるものではないことを申し添えます。 (建設工事の請負契約締結時に中間前金払を選択した場合には、記載しない)

また、甲及び乙は、本承諾以降建設工事請負契約書第37条第1項の規定による部分払を請求できないこととします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件建設工事が完成した場合においては、建設工事請負契約書第31条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた本件建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金及び部分払金並びに本件建設工事の請負契約により発生する町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件建設工事の請負契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第49条第1項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた本件建設工事の出来形部分に相応する請負代金額から前払金及び部分払金並びに本件建設工事の請負契約により発生する町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書4(1) 及び(4)の金額は、当該変更に係る金額とする。

- 2 甲及び乙は、本承諾後、債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結し、金銭消費貸借契約 に基づき融資が実行された場合には、速やかに町に債権譲渡契約書の写し及び別に定める融 資実行報告書を提出すること。
- 3 甲は、当該建設工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社(公共工事の前払金 保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社 をいう。以下同じ。)による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の 写しを提出すること。
- 4 本件譲渡債権は、乙の甲に対する本件建設工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該建設 工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保とするものであって、それ以 外の債権を担保するものではないこと。
- 5 甲及び乙は、本件譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他その帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、町は関与しないこと。

承	諾	番	号	

工事履行報告書

工	事	名		第	号									
工		期	平成	年	月	日	~	平成	年	月	日			
田		付	平成	年	月	日	(月分	子)					
月		別	(_程 % L程変更			実加	 色工程	%		備	考	
(記載	뷫欄)													
			 ا جاءاء											

※工事量による進捗率とする。

総括監督員	主 任 監督員	監督員

主 任 (監理) 技術者	現場 代理人

債権譲渡承諾申請書

					平成	年	月	日
(契約担当	i者)		殿					
			請負者					
				住所				
			(譲渡人)	- <i>1</i> .				
								<u>(II)</u>
			/ **	住所				
			(譲受人)	пь				
				氏名				<u>(EI)</u>
 挂	(ロ下「田」 レ	しいろ) か	、 背殿に対して有す	る亚武	年 E	П:	切幼1、	た丁重
	カー・マコント かんしょ	(譲渡する	 ことについて、建	設工事請負	型約書第	5 条第	1項を	だし書
	り承諾して下			N - 1. III) / () () () () () () () () () () (0 7(7)	1 // 1	СОД
			担保として、甲に対	・し本件建設	工事の施	工に必	要な資	金を融
			って保証事業会社(
(昭和27	年法律第18	4号) 第	2条第4項に規定す	- る保証事業	会社をい	う。) な	が有する	金融
保証に係る	求償債権を担	保するもの	のとします。					
なお、建	設工事請負契	約書第40) 条に基づくかし担	1保責任は、	当然のこ	となが	ら甲に	留保さ
れることを	申し添えます。	>						
(建設工事	の請負契約締	結時に中国	間前金払を選択した	場合には、	記載しな	(ハ)		
			って承諾があったり	、降は、建設	工事請負	契約書	第379	条第1
	よる部分払を							
			分払を選択した場合					
			いて承諾があった以	、降は、建設	工事請負	契約書	第34章	条第 4
項の規定に	よる前払金の	支払を請え	求しません。					
			≑⊐					
			記					
1 工事	名							
	н							
2 工事場	所							
3 エ	期平成	年 月	日から					
	平成	年 月	日まで					
			<u> 一</u> ただ	し、契約変更により	増減が生じた場	合は、その	変更後の金額	預とする
					⊢	,		\
(4)	賃 権 譲 渡 額	¥	<u> </u>					
			ただ	し、契約変更により				
					から	(2) 及び((3) を控除し	レに観となる

債 権 譲 渡 整 理 簿

南部町役場

課

											·1 区·刻		HAT.	
受 番 号	IH == '# D H	承諾年月日	Н	事 名	3	請負	、者	請負代金額	債権譲受人	前 払 金 額	既 部 分払 金 額	債 権 譲 渡 金 額	請 負 代 金 支 払 月 日	備考

融資実行報告書

				平成	年	月	日
(孝	契約担当者) 殿						
		譲渡人 (甲)	住所				
		(借入者)					
			氏名				印
	1000000000000000000000000000000000000	黛受人 (乙)	住所				
		(貸付者)					
			氏名				
するしてた。ま	甲が貴殿に対して有する下記建設工事の 日番号 第 号で承諾いただる金銭消費貸借契約を平成 年 月 て、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受 なお、下記建設工事の請負代金につきま また、本件融資に際し、甲は乙に当該建 こ関する書面を提出し、乙はこれを確認	ごきましたが 月 日付け 受けて受領し まして、今後 書設工事にお	、甲乙間にお で締結し、当 ましたので報 は乙の下記振 ける下請負人	いて当該 該契約に 设告します 長込口座に 等へのす	を譲渡値 に基づき け。 こお振i	情権を さるは 込下さ	担保と 甲に対 い。
四(-	\$ C/L L C &	. 甲し你んより	0			
		記					
1	工 事 名						
2	工事場所						
2	T						
3	工 期 平成 年 月 日が 平成 年 月 日常						
	十成 十 万 口。						
4	債権譲渡 (1)請負代金額 ¥ (2)前 払 金 額 ¥ (3)既部分払金額 ¥ (4)債権譲渡額 ¥			月 1)に増減が <u>な</u>	日現在	:見込客 は、変更後	頁) の(1)
				N,0 (2) 及い (・))を控除し	た額となる
5	承諾番号						
6							
	(2)預金の種別及び口座番号(3)口座名義人						
	131 日洋和我八						

工事請負代金請求書

¥		_								
7	ただし、平成	年 月 日	契約]の工事番号	. 第		号			
		工事の請負代金								
1	請負代金	<i>安</i> 石		V						
1 2	前払金受領済			¥						
3	部分払金受領済			¥						
4		198 3における損害金		¥						
5		-(2+3+4)		¥						
Ü	/ I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	(2 0 1))								
_	上記のとおり請求	えします。								
						平成		年	月	日
-	(契約担当者等)	殿								
			<i>I</i> ->-	· =c						
			1土							
			Æ	- 夕						
			17	: 名						
						#=	7		<u>т</u>	

振	込	П	座	
金融機関名				
預金の種別	当座	・普通		
口座番号				
名 義 人				